

深草墓園 納骨堂

御案内



納骨堂

深草墓園の納骨堂は、
宗教宗派を問わず御利用いただける合葬式の施設です。
御遺骨は、本市が大切に管理を行いますので、
御遺族による維持管理や承継者は必要ありません。

納骨堂の御案内

御使用できる方

以下①、②のいずれも満たす方

- ① 申請者又は御遺骨の方が、京都市民又は元京都市民である方
- ② 申請者が、御遺骨の方の祭祀主宰者である方

※祭祀主宰者とは、御遺骨の方の死亡届を提出された方、葬儀の喪主・法事の施主を務めた方など、今後も御遺骨を管理していく立場にある方のことです。

納骨区分について

納骨区分は**永年納骨**と**短期納骨**があります。

永年納骨を御希望の方は、**粉状焼骨**区分か**その他の焼骨**区分のいずれかをお選びください。

永年納骨

期限を定めずお預かりするものであり、2つの納骨方法（**粉状焼骨**・**その他の焼骨**）があります。いずれも合葬式のため、**御遺骨はお返しできません。**

粉状焼骨

御遺骨の粉骨作業を実施し、粉状にして収蔵する区分

その他の焼骨

御遺骨の粉骨作業を実施せずに収蔵する区分

※**粉状焼骨**を希望されている場合でも、御遺骨の状態により粉骨作業ができない場合は、**その他の焼骨**として取り扱います。

短期納骨

3年間を上限として御遺骨をお預かりするものです。手続をすれば、いつでも御遺骨をお返しできます。

期間満了日までに、御遺骨の引取り又は短期納骨の期間更新等、必要な手続をされなかった場合は、御遺骨を返還できなくなる場合があります。

使用料（納骨料）について

区分		市内料金	市外料金
永年納骨	粉状焼骨	20,000 円	40,000 円
	その他の焼骨	50,000 円	100,000 円
短期納骨		12,000 円	24,000 円

※適用される料金区分については、右ページの各申込み区分を御覧ください。

※以下に該当する方は、納骨堂の使用料を徴収しません。申込時に受給を証明する書類を提出してください。

- ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する方
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方

使用料の適用区分

		死亡者（御遺骨）		
		京都市民	元京都市民	その他
申請者	京都市民	市内	市内	市内
	元京都市民	市内	<u>市外</u>	<u>市外</u>
	その他	市内	<u>市外</u>	<u>市外※</u>

※市長が特別の理由があると認める場合に限る。

受付日時

毎日（土曜、日曜、祝日を含む。） 午前8時30分～午後4時30分

※ただし、1月1日～3日は、受付は行いません。（参拝は可）

納骨手続きに必要なもの

- 1 使用許可申請書（様式1）
- 2 御遺骨
- 3 火葬許可証又は改葬許可証（分骨の場合はそれを証明する書類）
- 4 申請者又は御遺骨の方の住民票（※1）
- 5 申請者の本人確認書類
（4で申請者の住民票を提出する場合は省略可）
- 6 祭祀主宰者の証明書類（※2）
（1の申請者と3の申請者が一致している場合は省略可）
- 7 使用料（納骨料）

（※1）申請者又は御遺骨の方が元京都市民（市外料金の適用）の場合、京都市に住んでいたことが分かる住民票（除票）、戸籍（除籍）の附票等が必要。

（※2）1の申請者と3の申請者が一致していない場合、以下①、②のいずれかが必要。

- ① 喪主であることが確認できる葬儀の領収書（写）、会葬礼状（写）、御遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本等
- ② 祭祀主宰者からの委任状、承諾書等

・「使用許可申請書」の様式は、深草墓園事務所に備え付けているほか、ホームページからもダウンロードできます。（<https://kyoto-fukakusaboen.jp/>）

・その他、御不明な点等がある場合は、深草墓園管理事務所（075-641-3559）にお問い合わせください。

